

路上喫煙の防止に関する条例素案に対する市民等の意見と市の考え方

1 条例の是非・考え方に関するもの

番号	意見の概要	市の考え方
1	今回の路上喫煙防止には賛成である。市民が快適な生活をするため、路上喫煙を人通りの多い場所での制約は必要である。(類似意見他1件)	条例の制定に向けて手続を進めていきます。
2	市民が路上喫煙を注意するためにも条例が必要である。(類似意見他1件)	
3	マナーとして啓発していくことが理想であるが、現実問題として条例が必要な段階にある。	
4	基本的にこの条例素案に賛成である。	
5	今まで啓発されていてもマナーを守らない人がなくならないために、条例を制定するのだから厳しすぎるくらいでよい。	今まで、マナーやモラル意識の向上を促すため、さまざまな施策に取り組んできました。条例を制定して、更に意識啓発を推進していきます。
6	神奈川県が推進している「公共的施設における禁煙条例案」より効力の弱いものを鎌倉市が制定する意味がない。	制定しようとしている条例は、道路や広場など屋外の公共的な場所における喫煙を規制しようとするものです。 一方、現在、神奈川県が検討している「禁煙条例」は、その対象を屋内の公共的な施設としているため、整合性があると考えています。
7	県条例(予定)との整合性を勘案すべき。	
8	世界的観光地である「鎌倉」の独自性をだしてほしい。(類似意見他1件)	ご意見の趣旨を踏まえ、条例の運用の中で取組を進めていきます。
9	世界的に「禁煙」の風潮があることを十分理解した上でまとめてほしい。	

10	<p>「たばこのにおい」は、嫌いの人のほうが多いが、大気中のたばこの煙は、無理に吸おうとしなければ口に入らない。愛煙家は、鎌倉市へたばこ税が入らぬよう団結して行動を起こす。たばこは嗜好品なので、ほかの方策を採るべき。県のまねする必要はない。</p> <p>逗子市が3年前から実施している「路上喫煙や投げ捨て防止」の啓発活動（マナーキャンペーン）を参考にして実行すればよいと考える。</p>	<p>今まで本市では、路上における喫煙は基本的にはマナーの問題ととらえ、鎌倉駅、北鎌倉駅、大船駅周辺の人通りの多いところに路上禁煙指導員を配置し、歩きたばこや吸い殻のポイ捨てをやめるよう注意し、啓発を行ってきました。</p> <p>しかしながら、依然としてマナーが守られていない状況が見受けられ、昨年実施した「路上喫煙に関する市民意識調査」においても、「マナーの向上に期待するには限界がある」と多くの方が回答しています。また、「明確な規制が必要」と回答した人が、「現条例のままでよい」と回答した人を大きく上回っています。</p>								
11	<p>公衆の面前での禁煙が社会の常識になりつつあり、喫煙者の意識も変わりつつある。路上喫煙に対し罰則規定を盛った自治体が多くなった現在、逆に罰則化せず指導だけで効果は十分期待できる。条例を改定しなくてもよい。</p>	<p>こうしたことから条例を制定し、一定のルールを守って喫煙することを促す必要があると考えています。</p> <p>一律に喫煙の自由や嗜好を否定するものではありません。</p>								
12	<p>路上喫煙の防止に関する条例の制定に反対する。</p> <p>「民」の分野に「公」が乗出し、口を出そうとする風潮には警戒せざるを得ない。狙いは官・公が社会に網を張り、「自警団」が目を光らせる全体主義、統制国家である。鞭を隠さず、人民どもを畏怖させる。こんな思惑が見え隠れしている。</p> <p>住民は、他人に迷惑を掛けないよう気働きに努める。気に入らぬことも忍耐を持って接し、世を明るく生きる。これが自由にして良識ある社会であろう。そんな社会ではなくなって久しいが、その行着く先が、このお粗末な右にならえの条例か。</p> <p>善良な鎌倉市の住民としてはお引取り願いたい。</p>	<p>(参考)平成19年12月実施 「路上喫煙に関する市民意識調査結果」より</p> <table border="1" data-bbox="815 1272 1444 1473"> <thead> <tr> <th></th> <th>明確な規制が必要</th> <th>現条例のままでよい</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>1507人 (80.9%)</td> <td>298人 (16.0%)</td> <td>57人 (3.1%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>現条例とは「鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例(クリーンかまくら条例)」</p>		明確な規制が必要	現条例のままでよい	無回答	全体	1507人 (80.9%)	298人 (16.0%)	57人 (3.1%)
	明確な規制が必要	現条例のままでよい	無回答							
全体	1507人 (80.9%)	298人 (16.0%)	57人 (3.1%)							

2 条例の目的に関するもの

番号	意見の概要	市の考え方
1	<p>条例の名称を「鎌倉市路上喫煙の防止並びに公共施設における分煙に関する条例」とし、条例の目的に「健康増進法の趣旨に則り、受動喫煙による健康障害、吸殻のポイ捨てによる環境汚染」について追加する。</p>	
2	<p>路上喫煙等による身体への被害を防止「並びに健康への影響の抑制を図り、安全で健康な市民生活を確保する」を追加する。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、条例制定に向けて手続を進めていきます。</p> <p>しかし、現在の法制度の中では屋外における受動喫煙による健康被害防止を目的にするのは難しいと考えています。</p>
3	<p>「受動喫煙による健康への影響を防ぎ市民等の健康の保持を推進していきます。本条例に定める喫煙禁止区域以外の場所でも、歩きタバコはせず、携帯灰皿や灰皿が設置されている場所で喫煙するマナーの啓発推進を目指します。」を目的に追加。</p>	
4	<p>禁止区域以外はトーンダウンしています。世界的にみても、路上喫煙を禁止している先進国が大勢を占めている時代です。目的を防止ではなく禁止としてほしい。また、「マナー向上」を目的に追加してほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、条例の運用の中で取組を進めていきます。</p>

3 路上喫煙の定義に関するもの

番号	意見の概要	市の考え方
1	<p>ポイ捨てを含むことを追加する。 (類似意見他 1 件)</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて、条例の運用の中で取組を進めていきます。</p>
2	<p>健康増進法第 5 章第 2 節第 25 条の施設「公共施設」を追加する。</p>	<p>制定しようとする条例は、たばこの火による被害や吸い殻の散乱防止を目的としているため、屋外の公共の場所を喫煙防止の対象と考えています。</p>
3	<p>「路上喫煙」を「道路、歩道、公園、広場、など・・・火のついたたばこを持つこと、くわえたばこなどをいいます。」とする。</p>	<p>ご意見を踏まえて、条例の制定に向けて手続を進めていきます。</p>
4	<p>「指定喫煙場所」について「市長が指定する場所に設置し、告示します。」を追加する。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて、条例の運用の中で取組を進めていきます。</p>

4 市、市民等の責務に関するもの

番号	意見の概要	市の考え方
1	<p>指導員や推進員の役割やその活動・行動については検討が必要である生活環境の維持・向上のため横断的な役割とした方が効果的と考えるので、「鎌倉市職員等の中から任命された指導員は市民・事業者の中から市長が委嘱した推進員と協働して、この条例の普及・啓発・指導等を行なう。」を追加する。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、条例の運用の中で取組を進めていきます。</p>
2	<p>罰則が規定されているのに市民の責務として「努めることとします」は黙認する意志が感じられ、不適切である。「路上喫煙を禁止します」が適切である。(類似意見他1件)</p>	<p>制定しようとしている条例の趣旨は、喫煙そのものを否定するものではなく、道路、広場、公園など屋外の公共的な場所で、他人の迷惑にならないよう、喫煙を控えていただくものです。</p> <p>また、迷惑の度合いが大きい区域を禁止区域として罰則の対象としています。</p>
3	<p>「市の責務」に「公共施設における分煙のため」を追加願いたい。</p>	<p>公共的施設内については、健康増進法で、建物や店舗の施設管理者に「受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」という努力義務が規定されています。</p>
4	<p>「市民等と事業者の責務」に「公共施設の管理者は受動喫煙を防止するための必要な措置を講じること」を追加願いたい。</p>	<p>制定しようとしている条例は、たばこの火による被害や吸い殻の散乱防止を目的としているため、屋外の公共の場所を喫煙防止対象としています。</p>
5	<p>「市民等は、路上喫煙をしないよう努めます。」を「努めなければならない。」に訂正する。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、条例制定に向けて手続を進めていきます。</p>
6	<p>市の責務中の路上喫煙の「防止するための施策」は「禁止するための施策」としてほしい。</p>	<p>制定しようとしている条例では禁煙区域の喫煙については「禁止」と考えていますが、市の責務として実施する施策はこうした「禁止」も含め、路上喫煙を未然に防止するための施策等すべて包括した表現として、「防止」が適切と考えます。</p>

7	<p>「市民等と事業者」の役割は、「市が実施する施策に協力し路上喫煙防止の普及と啓発に努めます。」とする。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて、条例の運用の中で取組を進めていきます。</p>
8	<p>事業者の責務として「神奈川県公共施設における禁煙条例（仮称）」の内容と施行時期をにらみながら、全ての店舗、スーパー、ホテル、旅館に禁煙に協力してもらおう。同意が得られた店には禁煙マークのステッカーをはる。これは公募で作成する。このマークが全国統一マークになればなお良い。</p>	<p>神奈川県が現在、検討している「禁煙条例」は、屋内の公共的施設内を対象としておりますが、本市が制定しようとする条例は、たばこの火による被害や吸い殻の散乱防止を目的としているため、屋外の公共の場所を規制の対象としております。</p>

5 喫煙禁止区域に関するもの

番号	意見の概要	市の考え方
1	<p>禁止地区という限定的なものでなく、人が集まるところは駅前、観光名所に限らず実態に即して選定してほしい。</p> <p>大型ショッピングセンター、病院敷地内、コンビニ前なども禁止区域の対象にしてほしい。</p>	
2	<p>スタート時の禁止区域は「自転車等放置禁止区域」と同一にした方が周知徹底出来ると考える。</p>	
3	<p>市内全域を「路上喫煙禁止区域」とし、現在のまち美化重点区域を路上喫煙重点禁止区域に指定し、過料を徴収する。(類似意見他1件)</p>	
4	<p>「路上喫煙禁止区域の指定」の区域に「(ポイ捨てを含む)」と挿入する。</p>	
5	<p>条例の中に、禁止区域と定める掘り所(条件)を規定して欲しい。(類似意見他1件)</p>	
6	<p>駅前(これはJRに限らず市内の各私鉄駅も全て含むか)だけでなく、バス停付近(前後50メートルなど、規定のうえ)も路上禁煙にしてほしい。公共施設前の路上、病院・医院、学校、幼稚園、保育園、公園の周囲の路上も禁煙にしてほしい。</p>	<p>制定しようとしている条例では、人通りが多い場所での路上喫煙は他人の迷惑や火傷などの被害を与えるおそれのあることから、そのような場所を路上喫煙禁止区域に指定し、区域内での違反者に罰則を適用しようとするものです。</p> <p>路上喫煙禁止区域は、鎌倉市まち美化推進協議会の意見を聴いて指定します。</p> <p>また、禁止区域の標示は、ご意見を踏まえて運用していきます。</p>
7	<p>道を逸れただけで違反ではなくなり、マナーを守れない人を逃がしてしまうため、路上喫煙禁止地区は道路だけの線ではなく、町内等の面でのくくりでお願いしたい。</p>	
8	<p>禁止区域の標識は罰金が科せられることがわかるようなイメージがほしい。</p>	
9	<p>路上喫煙禁止区域の標示は路面ではなく、目の高さに設置してほしい。</p>	

10	市内全域を区別なしに全域で路上喫煙禁止にすべきである。	<p>制定しようとしている条例の趣旨は、喫煙そのものを否定するものではなく、道路、広場、公園など屋外の公共的な場所で、他人の迷惑にならないよう、喫煙を控えていただくものです。</p> <p>また、行政の過料徴収などの規制は、危険性などの度合いにより限定的に行うべきと考えています。</p>
11	条例前文に「鎌倉市の全ての道路、公園、広場などの屋外の公共の場所で喫煙することを将来的には禁じることを目指す」を挿入する。	
12	段階的に全市において歩行喫煙を禁止し、指定場所のみで喫煙をする。	
13	路上喫煙禁止区域には、監視の指導員を配置して、喫煙者の多い早朝や夜間の指導はむずかしいことを考慮してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえて、条例の運用の中で取組を進めていきます。

6 指導・命令に関するもの

番号	意見の概要	市の考え方
1	「路上喫煙禁止区域での喫煙」に「(ポイ捨てを含む)」を挿入する。	ご意見の趣旨を踏まえ、条例制定に向けて手続を進めていきます。
2	公共施設の管理者に受動喫煙防止の措置を講ずるよう指導すること、また、上記の指導従わない場合は文書で命令することを追加していただきたい。	<p>本市が制定しようとしている条例は、たばこの火による被害や吸い殻の散乱防止を目的としているため、屋外の公共の場所を喫煙防止対象としています。</p> <p>公共的施設内については、健康増進法で、建物や店舗の施設管理者に「受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」という努力義務が規定されています。</p>
3	口頭の指導で従わない場合は、文書で指導することとする。「命令」は、官僚くさい。	<p>「命令」という法令用語が適切と考えています。</p> <p>また、「命令」は文書で行います。</p>
4	要員数のみでなく指導力可能強化策等も含め禁煙指導の増強を願いたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、条例の運用の中で取組を進めていきます。
5	夜間は酔ってタバコを吸っている人がたくさんおり、市民同士がトラブルとなることも多いので、夜間も指導員の方を配置してほしい。	
6	「路上喫煙禁止区域内で喫煙し」ではなく、「この条例に違反し」としてほしい。	指導・命令をするための違反行為を特定する必要があると考えています。
7	「指導 命令」ではなく「指導 勧告 命令」とすべき。	禁煙区域における喫煙中止指導は、その性質上、時間的制約もあり、「指導」に従わないものに対して「勧告」といった手順を重ねることは、規制効果を弱めるものと考えています。

7 罰則に関するもの

番号	意見の概要	市の考え方
1	罰金は2,000円程度ではなく、設定する意味のある額にするべき。 (類似意見他2)	<p>罰金は、裁判所など司法の判断により科される刑罰であり、一方、過料は、市長が科することができる行政罰です。</p> <p>制定しようとしている条例では、他の先進自治体の事例も踏まえつつ、支払いの簡便さやトラブルの防止なども考慮し、罰則は過料として、一定の抑止効果が期待できるような金額としています。</p> <p>また、過料の徴収そのものが目的ではありません。違反を現認し、指導等を行った後、科罰することとしている多くの先進自治体においても、路上喫煙率が低下するなど成果を上げている事例があります。</p>
2	命令に従わない場合は、路上喫煙・ポイ捨てに対しては過料2,000円を、公共施設の管理者に対しては罰金10万円を徴収することとする。	
3	罰則化に踏み切るのならば、他の自治体のように即罰金としなければ効果がない。	
4	指導と罰則は必要である。	
5	罰則は削除すべきである。	
6	鎌倉は観光都市であり、東京都千代田区のように都市機能を中心としたところと同じようには考えられない。手数の割には悪感情だけが残る。次の段階で考えてもよい。	
7	現金不所持者への対策はどうか。	<p>その場で支払えないときには、住所・氏名を確認し、納付書により、後日納入していただくことを予定しています。</p>
8	納付令書などの宛名確認はどのように現認するのか、また、その納入方法は。	
9	罰則の項に過料の徴収員の規定を設ける。	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、条例の運用の中で取組を進めていきます。</p>
10	不幸にして子供がたばこの火でけがをしたときには刑法で処罰すればすむことである。	<p>たばこの火は、火傷など危険な事態につながるおそれがあるため、事前に規制し、被害を防止していこうとするものです。</p>

8 喫煙所に関するもの

番号	意見の概要	市の考え方
1	<p>観光パンフレット等にも条例主旨・マークを盛り込んでもらいたい。</p> <p>また、外来者用に駅横、駐車場などに喫煙コーナーを設け、案内サインもはっきり取り付けてほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて、条例の運用の中で取組を進めていきます。</p> <p>また、先進自治体の事例によれば、喫煙所を設置することで、吸い殻の散乱数が減少していることが確認されています。</p>
2	<p>駅周辺に喫煙所を設置してほしい。JRの駐車場がいいと考える。</p> <p>他の喫煙所も風向きなどを考慮した設置をお願いしたい。</p> <p>(類似意見他1件)</p>	
3	<p>鎌倉駅西口広場は昼間(7時から20時ごろまで)禁煙にするべきである。</p>	
4	<p>喫煙所の設置は歩き煙草や煙草のゴミを増長させるので、設置しない方向で検討願いたい。</p> <p>やむをえない場合は、煙が漏れず、座れる場所も用意してほしい。</p>	
5	<p>「喫煙禁止区域内の道路、歩道、公園、広場等において、灰皿が設置されている喫煙場所以外での喫煙を禁止します。また、禁止区域内では携帯吸い殻入れを所持していても喫煙できません。」とする。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、条例制定に向けて手続を進めていきます。</p>
6	<p>条例制定後、大船駅東口の公道に商店会が設置した灰皿は撤去願いたい。(類似意見他1件)</p>	<p>路上喫煙禁止区域では、市が特別に設置した喫煙所のみを設置することとし、その他既存の灰皿については、撤去していただくよう要請したいと考えています。</p>

7	<p>喫煙場所の具体的な場所として、禁煙指定地域の駅周辺では、</p> <p>鎌倉駅の東口の公衆トイレ付近 北鎌倉駅前の広場の一角 大船駅のモノレールの発着場に隣接する路上広場の一角。</p> <p>また、JR や日本たばこ産業(株)に設置の協力を求める。古都鎌倉の景観を重視したものとする。</p>	
8	<p>喫煙場所は、行政からの依頼と許可制の両面から設定する。</p> <p>店舗等が勝手に吸殻入れを置くことは禁止する。</p> <p>店舗が店舗の所有する敷地内への灰皿設置については商店組合が灰皿設置しない旨自粛の申し合わせをすることが望ましい。路上禁煙地域の指定には市は関係団体と協議する。</p> <p>吸殻入れは統一し、目印で明示する。</p> <p>例えば古都法地区から順次エリアを広げていく。</p> <p>成人の喫煙率が 20% を切った段階で上記の屋外の喫煙所は全廃する。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、条例の運用の中で取組を進めていきます。</p>

9 その他

番号	意見の概要	市の考え方
1	条例の周知期間は6箇月置くことがよいと考える。	
2	鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（クリーンかまくら条例）が吸い殻散乱防止に機能していないので、路上喫煙を防止できる実効性のある施策を期待する。	ご意見の趣旨を踏まえ、条例制定に向けて手続を進めていきます。
3	観光客、特に外国人に対する周知、指導方法について考慮してほしい。	
4	推進策として、路上喫煙禁止イメージのゼッケンを作成し、指導の際などに着用する。	
5	路上喫煙禁止または防止の市民等の理解と周知徹底には「やり遂げる意気込み」が伝わるのが肝要。「指導員」や「推進員」にお任せではなく、周知期間は職員、事業者、市民との協働モデルにする。	ご意見の趣旨を踏まえ、条例の運用の中で取組を進めていきます。
6	マナーのよいたばこ愛好者について表彰することも必要である。	社会生活を営む上で、喫煙者が喫煙マナーを守ることは必要なことですが、表彰することまでは考えておりません。
7	大船駅笠間口市境周辺には手厚い条例施策を望む。	ご意見を、踏まえて条例の運用の中で取組を進めていきます。
8	モラルは社会生活のあらゆる場面で必要であり、幼いときからの教育が重要である。（類似意見他1件）	
9	（たばこの火など）子供に脅威を与える何物も、この世から片付けてそれが良いことだと考えているのか。一步外に出れば危険は一杯で、邪悪な世界の中で、たくましく生き抜いていくことを教え込むのが、大人の責務である。	ご意見として承ります。